

滋賀県公報 第 4 8 3 章 曜

令和6年(2024年) 2 月 2 日 号

県 章					毎週火・金曜	2 回発行
		目	次	(※印は、	県例規集に登載っ	ナるもの)
児児障(道道地 土 介介障指障	告 試験による活 にに常生の になる活 にの になる になる はない は は は は は は は は は は は は は は は は は は	示 完等設備使用要綱 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	の一部改正(モノイ 定(障害福祉課). 正の届出(障害福祉 るための法律による 課) 定(湖東) 定(湖東) お定介護予防サート るための法律による るための法律による	づくり振興調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	果)	
0	人事委員会規	見則				
正する規則	平委員会の事務を受 議 会 告	·····································				5
※滋賀県政務	活動費の交付に関す	る規程の一部改正		• • • • • • • • • •		5
		告	示			
令和6年2月:	研究機関試験研究等 2日 号の表精密測定機器		泫	到73号)の- 核賀県知事		改正する。
	3 [*	ラ		470
別表第2項第1号	号の表環境機器の部 <u></u> ウ ェ ザ ー	中「530」を「870 _. 	喑 褒		1,450	
			1時間増	すごとに	1, 120	
キセノン	/ ウェザー 		噴霧 1時間増	すごとに すごとに すごとに	1, 450 1, 450 1, 120 1, 590 1, 380	న _ం

スーパーキセノンウェザーメータ水噴霧

1,640 1時間増すごとに 1,430

付 則

この告示は、令和6年2月2日から施行する。

滋賀県告示第32号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。 令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所	事業所の	夕 秋	主たる事務所	指定障害児通所	指定年月日	東米ボ 妥 P.
の名称	所 在 地	名 称	の所在地	支援の種類	1 相处平月日	事業所番号
チャイルド	守山市今宿四	株式会社Pr	大阪府阪南市	児童発達支援		
サポートも	丁目 1 -43		黒田382番地の	放課後等デイサー	令和6.2.1	2550700385
りやま	J ⊟ 1 —43	imaS	1	ビス		

滋賀県告示第33号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、 次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業 所	事業所の	Ø €hr	主たる事務所	指定障害児通所	事業所番号	廃止年月日
の名称	所 在 地	名 称	の 所 在 地	支援の種類	争耒川留万	廃 ഥ平月日
チャイルド	守山市今宿四	株式会社ビザ	沖縄県宮古島	児童発達支援		
サポートも	丁目 1 -43	休八云社にり	市平良字東仲	放課後等デイサー	2550700351	令和6.1.31
りやま	1 日 1 一43	71	宗根475番地1	ビス		

滋賀県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支 援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
駅前すみれ薬局	大津市本堅田五丁目23番8 号	薬局	若 泉 建 造	令和 5.10.1
スギ薬局近江八幡西店	近江八幡市堀上町127番地1	薬局	安 達 篤 志	令和 5.11.23
リブラ薬局	草津市大路一丁目6番16号	薬局	中 島 英 一	令和 5.12.1
リブラ薬局大路店	草津市大路二丁目10番8号	薬局	一川怜史	令和 5.12.1
リブラ薬局一里山店	大津市一里山三丁目7番8号	薬局	松代道子	令和 5.12.1

滋賀県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支 援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援 医療の種類	名称	所	在	地	医療の種 類	医	師等	の氏	名	指定年月日
育成医療・ 更生医療	スギ薬局近江八幡 西店	近江八幡市	方堀上町127	番地1	薬局	安	達	篤	志	令和 5.11.23
育成医療・ 更生医療	リブラ薬局	草津市大路	各一丁目6番	番16号	薬局	中	島	英	_	令和 5.12.1
育成医療・ 更生医療	リブラ薬局大路店	草津市大路	各二丁目10番	番8号	薬局	_	Ш	怜	史	令和 5.12.1

滋賀県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年2月2日から令和6年2月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に 供する。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路		道	路の) 区	域	
重めての	路線名	区間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延長	備考
旧火		甲賀市信楽町黄瀬字角チ2326 番1地先から	変更後	最小 14.0m 最大 28.9m	137. 4m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
県道	大津信楽線	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2314 番1地先まで	変更前	最小 14.0m 最大 28.9m	137. 4m	

滋賀県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月2日から令和6年2月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に 供する。

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津信楽線	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2326番1地先から	令和 6 . 2 . 2	L = 137.4 m
八年后来脉	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2314番1地先まで	ካ ለሀ ህ . ረ . ረ	L - 137.4m

滋賀県告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定し

令和6年2月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の	指定年月日	指定納付受託者が納付事務の
------------	----------	-------	---------------

	事務所の所在地		対象とする歳入等の種類
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目 3番3号	令和 6.1.22	マイナポータルを経由する旅券発給申 請に係るクレジットカードおよび国際 ブランドデビットカードを利用して納 付する滋賀県の旅券発給手数料

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第3号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。 令和6年2月2日

滋賀県湖東環境事務所長 浦 山 重 雄

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域 彦根市大堀町字下中久保245番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 水銀およびその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から 廃止の届出があった。

令和6年2月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの 種 類	介 護 保 険 事業所番号	廃止年月日
びわこ介護		びわこ介護ユアナー				
ユアナース	長浜市宮前町	ス株式会社	大津市中央一	訪問介護	2570300133	令和6.1.31
株式会社長	16番11号	代表取締役 近藤一	丁目5番10号	动间 升 護	2570300133	元410.1.31
浜営業所		樹				

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービス の 種 類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ス テーション レスプリれ もん	長浜市勝町137 -12	一般社団法人れもん	長浜市湖北町 山本2638-2	訪問看護 介護予防訪 問看護	令和6.2.1	2560390292

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福 祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月2日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福祉 サービスの種類	指定年月日	事業所番号
こうろく	近江八幡市出町547番地	株式会社h i gh-mem ory	近江八幡市出 町547番地	同行援護	令和6.2.1	2510400480

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福 祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月2日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松 原 峰 生

事業所の名称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福祉 サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
甲賀市社協 ヘルパース テーション つちやま	甲賀市土山町 北土山2171番 地	社会福祉法人 甲賀市社会福 祉協議会 会長 林善彦	甲賀市水口町水口5609番地	同行援護	2511400273	令和6.1.31

人 事 委 員 会 規 則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

令和6年2月2日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第2号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委 員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表15湖北広域行政事務センターの表中「事務局次長」の右に「、管理監」を加える。

この規則は公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議 会 告 示

滋賀県議会告示第1号

滋賀県政務活動費の交付に関する規程(平成13年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。 令和6年2月2日

滋賀県議会議長 奥 村 芳 正

第7条第1項中「30日」を「60日」に改める。

別記様式第7号中「別紙1および別紙2」を「別紙」に改め、同様式別紙1中 「4 主な支出内容 $-\cdots$ を削り、 別紙2のとおり」

6 令和 6 年 (2024 年) 2 月 2 日 **滋賀県公報** 第 483 号 同様式中別紙2を削り、別紙1を別紙とする。 別記様式第8号中「別紙1および別紙2」を「別紙」に改め、同様式別紙1中 「4 主な支出内容 別紙2のとおり 別紙2のとおり」を削り、 同様式中別紙2を削り、別紙1を別紙とする。 付 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。